

週休 2 日取組工事実施要領【下水道事業版】

1 趣旨

建設産業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、建設工事現場において週休 2 日に取り組む工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2 概要

発注者が、週休 2 日に取り組む「週休 2 日取組工事」を実施し、週休 2 日を促進する。

○「週休 2 日取組工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。

○対象工事は、上下水道課および流域下水道事務所が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事を除く。

- ・現地作業（実工期）が 1 週間（5 日間）に満たない工事
- ・維持管理業務等において執行する処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備などで部品交換等を主に行う修繕工事
- ・災害復旧工事
- ・単価契約工事

○建築工事（建築機械・建築電気含む）については「（営繕工事版）週休 2 日取組工事実施要領（滋賀県交通まちづくり部建築課）」によるものとする。

3 定義

・「週休 2 日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した 2 曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。

・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。

・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。

（1）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。

ア 契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等の開始までの期間）

イ 工期の終期日から 20 日前または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間

ウ 工場製作のみの期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 夏季休暇(3 日)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間)

（2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

ア 緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

イ 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な

作業

ウ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

エ その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等、雨量10mm/日程度)による不稼働日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届を提出した日をいう。

4 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5 評価

- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・週休2日の実施状況に応じて、請負工事成績評定により評価する。

6 費用(積算方法等)

(1)費用計上等

費用計上等は実施しない。

(2) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

本工事は、週休2日に取り組む工事である。

週休2日実施に関する事項は、別添「週休2日取組工事実施要領【下水道事業版】」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

7 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むにあたり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

ア 受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。

イ 「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。

ウ 対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙1）

発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

9 その他

- ・対象期間における雨休日が発注時の明示以上であった場合は、受発注者協議のうえ、原則として差分について工期延長を認める。

- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

付 則

この要領は、平成 30 年 9 月 27 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。